

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		自動車の臨時運行許可の取消し、番号標の弁償
根拠条例・規則等名		さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則
条 項		第 6 条、第 7 条
所 管 部 課		各区役所 区民生活部 区民課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	申請者が偽りその他不正の行為により、臨時運行許可を受け、又は不正に使用したときは、直ちに許可を取り消すものとする。 番号標を亡失し、または損傷した者は、相当額の弁償を処しなければならない。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 20 年 12 月 15 日最終改正
備 考		